

平成17年9月9日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
11 番	寺 山	富 子
12 番	岩 吉	泰 彦

13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	吉 田	正 明
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	中 西	裕 司
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

10 番	北 原	慎 也
------	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員事務局長		安	富	弘	信
監査委員		江	口		徹

平成17年 9 月 9 日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 3 号 | 平成16年度鹿島市土地開発公社決算について（報告） |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第 2 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））（質疑、討論、採決） |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について（大綱質疑、決算審査特別委員会付託） |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 鹿島市個人情報保護に関する条例の全部を改正する条例について（大綱質疑、総務委員会付託） |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について（大綱質疑、総務委員会付託） |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について（大綱質疑、文教委員会付託） |
| 日程第10 | 議案第49号 | 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第50号 | 鹿島市干潟物産館条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第51号 | 鹿島市干潟展望館条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第52号 | 鹿島市勤労者福祉センター設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第53号 | 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |

午前10時11分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

議案第42号の正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

日程第1 報告第3号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．報告第3号 平成16年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

おはようございます。報告第3号 平成16年度鹿島市土地開発公社の決算について御報告申し上げます。

別冊の平成16年度鹿島市土地開発公社決算書の1ページをごらんください。

事業報告書の事業の実績でございますけれども、公有地の取得及び処分等の事業は、前年度に引き続き実施いたしておりません。

3ページをごらんください。

平成16年度鹿島市土地開発公社収入支出決算書の収入について御説明いたします。

1款．事業外収入で予算額36千円に対し、決算額が51,566円となっております。

内訳といたしまして、1項．利息収入が34,684円、2項．雑収入が16,882円でございます。

次に、支出でございますが、1款．管理費、1項．一般管理費は、予算現額 285千円に対し、決算額 144,982円で不用額が 140,018円でございます。

1目．人件費と2目．経費に分かれておりまして、各節の備考欄に掲げているものを中心に支出をいたしております。また、不用額のうち主なものは、人件費と一般消耗品費の減でございます。

5ページをごらんください。

損益計算書でございますが、3．販売費及び一般管理費が 144,982円で、4．事業外収益 51,566円を差し引きますと93,416円の経常損失となっております。この経常損失は定款第24条第2項の規定により、準備金で整理いたしております。

次に、貸借対照表でございますが、資産の部は、1．流動資産の現金預金が35,787,776円でございます。これは、佐賀銀行、佐賀みどり農協、労働金庫への預金でございます。流動資産合計、資産合計も同額でございます。

次に、右の資産の部では基本金の基本財産が 1,500千円、準備金の前期繰越準備金が 34,381,192円となっております。それに当期純損失が93,416円でございますので、資本合計は35,787,776円となっております。負債資本合計も同額でございます。

7ページからの準備金計算書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で平成16年度決算の内容について説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

お諮りいたします。議案第39号から議案第40号、議案第44号から議案第47号及び議案第49号から議案第59号までの17議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号から議案第40号、議案第44号から議案第47号及び議案第49号から議案第59号までの17議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第39号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第39号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第39号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））御説明を申し上げます。別冊の平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）で御説明いたします。

この補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、8月11日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしたものでございます。

衆議院の解散に伴いまして9月11日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について専決処分いたしましたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,002千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,045,729千円といたしております。

補正の内容につきましては、4ページ以降の補正予算の説明書によりまして御説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、14款3項1目の総務費委託金に衆議院議員総選挙費委託金と

して16,002千円を計上いたしております。

7ページをごらんください。

2款4項6目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に1節の報酬から18節の備品購入費まで総選挙の執行経費として16,012千円を計上いたしております。

次のページの14款、予備費につきましては、10千円を減額して調整いたしております。

9ページからは給与費明細書でございますけれども、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番ですが、直接、予算に関係ないのでどうかと思いますが、選管の方にお尋ねをしたいと思うんですが、ちょうど今、選挙が行われておりますのでお尋ねをしたいと思いますがね、実は、選挙のポスターを掲示板に張る、これは選挙区の掲示板ですね。

ただ、政党ポスターというのは町中のどこでもいいわけですがね。実は、今、ポスターも非常に大きくなりまして、張るところがどこの陣営も大変で、国道とか県道とかのガードレールとか街路樹に下げるとかね、そういう取り扱いをやっているんですが、私たちもガードレールはどうかと思いつつ、今回、正直言って下げましたね。

それで、ただ、そういうことで、それはいけないということで、これは恐らく県の選管からでしょうかね、こちらからかわかりませんが、お達しが来まして、それと台風もありましたので、全部撤去しましてね、ほかの陣営も全部撤去されたんですが、もうきのう、きょうになりましたら、途端に国道、県道端のガードレールにいきりに張り出しが始まっているわけですよ。

この辺について、例えば、もしそういうことで、もうあとわずかで、どういう警告があるうと、もう張ったがもうけじゃなかかというようなことになればね、これはおかしいし、一般選挙民の方はそういう規定というのは御存じないですからね、モラルに反しとったって何ということはないわけですがね、その点についての取り扱いは選管としてはどうなさるのでしょうかね。例えば、いやもうよかですよということなのかですね。ということなら、私も、きょう帰ったらすぐ張り出さんといかんわけなんです、そういうことはできませんがね、その辺の見解をちょっとお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

中村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村和典君）

それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

30日に公示をされた以降、そういったポスターの件についてどうかということで、市民の方、あるいは警察署、そういった方面から問い合わせ等が殺到いたしております。

それで、取り扱いの基準を申し上げますと、比例区のポスター、それから小選挙区のポスターございますが、中央選管なり県の選管の証紙、検収をいただいたものについては、ポスターそのものは違法ではございません。

ただし、その設置する場所については、工作物の所有者の承諾が必要となります。それで、私たちは警察の方と打ち合わせをしておりますが、確かに県道、あるいは市道の街路樹、あるいはそういったガードパイプ、そういったものへの掲示が多いわけですが、それらの所有者の許可をいただいておりますので何ら問題ないということで指導している状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それじゃ、例えば、所有者の許可ということになれば、県道沿いのガードレールとか市道沿いのガードレールね、お願いをしてオーケーが出ればいいということですかね。

そういうことになりますとよ、例えば、私が市長にうちんとば張らせてください、よかばんて、それを、ほかの陣営が、うんにゃおまえら、うんにゃばんとね。そういうことはあるんです。

実はね、今回、選挙のチラシの件で、今まで新聞折り込みなどやっていましたがね、選挙のときになると法定ビラね、選挙で認められた法定ビラは新聞販売店が折り込んでくれたんですよ。ところが、これまで過去の国政選挙でも号外については折り込まないというね、そういうことで折り込んでもらえていなかったんですよ。

ところが、中途である政党の号外が毎日入ってきたんですね。私たちはおかしいと思って抗議しました。いろいろ手続して、そして入れてよかということでしたがね、今まではそういう指導は全くなくて、入れられんということだったんですよ。もうこの何回かの国政選挙でね。そういうね、こういう大事な選挙の中でも公平でない扱いがされているわけですよ。

この問題については、もうテレビの報道なんかは、もうまさに公平でない扱いがされていきますがね、それはそれとしまして、その辺についてはどうなんですか。じゃあ、選管の見解はこうですから、県にね、例えば、土木事務所にガードレールに張らせてくださいと言うて、もし県がよかて言うぎ、よかわけですかね。九電に言うて九電が電柱によかですよと言えね、九電はもう絶対いやと言いますが、張ってあるところがありますよね、電柱にね。だから、私たちはそういうことはしちやいかんということで、今、やっていませんがね。やっぱ

り手っ取り早いですよ、ガードレールが。そして、わかりやすいですよ。でも、いかんのはいかんですからね。その見解をしっかりと聞かせてもらわんと、もうきょう、あしたしかないですがね。その辺いかがですか。

○議長（小池幸照君）

中村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（中村和典君）

今の質問でございますが、市の選管といたしましては、その取り締まり、あるいは警告を出す権限というのは、結局、選挙事務所に対して、そういった苦情が寄せられておりますということの注意の勧告だけしかできません。それで、警察署等の方も相談をいたしておりますが、警察署も実際のところ、そういう情報を市の選管に報告をして、選管の方からの注意の促すという状況に、今、とどまっているのが状況でございます。

それから、今、市の施設については都市計画課とも話し合いをしておりますが、現実的には、その候補者の事務所に対して警告を行うと、その現状でございます。それで、実際、そういった許可申請が出た場合についても、これまでの状況からして認めた経過はございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はい、わかりました。やっぱりそういう場合、取り扱いを公平に行っていただくとね、特に公共の施設の場合はですね。きょう、回ってもらったらわかりますがね、ガードレールに張ってありますよ。そういうことです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第39号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第40号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第40号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第40号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書は4ページ、5ページでございますけれども、別冊の補正予算書で御説明いたします。

今回の補正は、公共下水道債の借りかえのため43,800千円を借り入れたものでございます。借りかえに当たりましては、歳入歳出予算への計上とともに地方債に関する議会の議決を行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、7月7日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしたものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第40号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,059千円といたしております。

第2条 地方債の追加は、4ページの第2表 地方債補正のとおりでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、7款1項．市債、1目．公共下水道事業債を43,800千円追加し、330,100千円といたしております。これは、下水道高資本対策借換債でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項．公債費、1目．元金を43,800千円増額し、283,610千円といたしております。これは、借りかえ分の元金償還金に充てるものでございます。

専決の理由といたしましては、平成17年度公共企業借換債の要望を5月にいたしておりましたけれども、県より6月28日付で起債許可予定額の決定通知を受けまして、7月末日の借入日ということで公営企業金融公庫より連絡を受けたところでございます。対象となる企業債のうち許可予定額43,800千円の当初利率が6.7%、借りかえ利率が1.95%で約16,700千円程度の利子の減額となります。9ページには、地方債に関する調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、専決処分の承認についてはよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第40号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第40号は提案のとおり承認されました。

しばらくお待ちください。

日程第4 議案第41号

○議長（小池幸照君）

それでは次に、日程第4 議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

議案書は6ページでありますけれども、別冊の平成16年度鹿島市水道事業会計決算書で説明いたします。

なお、この認定は地方公営企業法第30条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

まず、決算書の1、2ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業決算報告書でありますけれども、この報告書は予算額、決算額ともに消費税込みで記載しております。

それでは、収益的収入について御説明いたします。

第1款 事業収益は、予算額 588,536千円に対し決算額は 575,863,707円で、前年度の決算より1.21%、6,873,178円の増加であります。これは、営業収益は 557,732,943円で、前

年度より 5,279,031円減少いたしましたけれども、営業外収益が一般会計からの補助金の増額分を平成5年度からさかのぼって繰り入れていただいたために、18,130,764円と大幅に増加したためであります。

次に、収益的支出、第1款. 事業費は、予算額 538,693千円に対し決算額は 509,744,652円で、前年度より 0.7%減少、3,951,829円の減少であります。

営業費用は、前年度より 4,483,762円増の 327,013,577円、企業債利息等の営業外費用は前年度より 8,434,591円の減、182,731,075円です。

この結果、事業収益から事業費を差し引き、借受消費税、仮払い消費税及び消費税の納付額を加減いたしますと、6ページの損益計算書に記載しておりますように、当年度の純利益は59,046,240円であります。

次に、3、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入は、予算額 530,241千円に対し決算額は 485,512,520円で、前年度より 11.47%、49,942,765円の増加であります。これは、ダム建設事業費に伴う国庫補助金、一般会計からの出資金の増加であります。

次に、資本的支出は、予算額 782,556,500円対し決算額は 699,268,429円で、前年度より 12.75%、79,099,877円の増加であります。支出増は、ダム負担金の増であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 213,755,909円は、3ページの下に記載のとおりに過年度分損益勘定留保資金から 133,162,590円、当年度分損益勘定留保資金から 73,323,583円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 7,269,736円によって不足額を補てんいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業損益計算書であります。この計算書は消費税を除いた額で記載しております。

営業収益は 531,538,490円で、前年度より0.93%の減少で、うち給水収益は 523,195,320円、同じく0.93%の減少であります。

営業費用は 323,866,241円で、前年度より 1.4%の増であります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は 207,672,249円であります。

営業外収益は18,130,764円で、前年度より12,152,209円の増です。これは、先ほど申し上げましたが、平成4年、5年に実施いたしました飲料水供給施設事業、それから平成6年度に実施いたしました水道未普及地域解消事業の償還元利金の補助金を、当年度平成5年までさかのぼって一般会計より繰り入れていただいたものであります。

営業外費用は 166,756,773円で、前年度より4.26%の減少であります。営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申し上げましたように59,046,240円の経

常利益が生じました。

次に、6 ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業剰余金計算書であります。

利益剰余金の部。減債積立金は前年度末残高 115,566,423円に前年度の純利益48,958,154円を繰り入れ、当年度末残高は 164,524,577円になります。

建設改良積立金は増減がなく、30,566,687円であります。よって、積立金の合計は195,091,264円であります。

未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金48,184,801円に当年度純利益59,046,240円を加え 107,231,041円です。よって、利益剰余金の合計は 323,222,305円です。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

資本剰余金の部です。

工事負担金は当年度も発生額がなく、当年度末の残高は 166,828,783円です。

新設負担金は給水装置工事申請時にメーターの新設として負担金をいただくもので、当年度発生額は 2,950千円です。当年度末の残高は 200,821,836円です。

工事補償金は、他事業に伴う配水管布設工事に対する工事補償金で、当年度の発生額は 3,586,667円で、当年度末の残高は 432,998,500円です。

他会計負担金は当年度発生額が 2,740,972円です。これは、消火栓設置に対して一般会計から負担金としていただいております。なお、当年度末の残高は68,174,721円です。

受贈財産評価額は当年度発生額がなく、当年度末の残高は63,943,099円です。

国庫補助金は当年度発生額が 208,220千円で、当年度末の残高は 1,249,627,785円です。

他会計補助金は当年度発生額がなく、当年度末残高は 1,042千円です。よって、翌年度への繰越資本剰余金は 2,183,436,724円です。

次に、9 ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書ですが、当年度の未処分利益剰余金は107,231,041円で、本年度の純利益59,046,240円は財政基盤の確立のために全額を減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金は前年度と同額の48,184,801円です。

次に、10ページをお願いいたします。

平成16年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。

資産の部、固定資産は有形固定資産合計で 7,070,816,389円です。うち建設仮勘定は資本的支出のダム建設負担金、建設利息等を加え、配水管架設工事の除去費の資産を本勘

定に移した結果、447,425,724円増加の3,051,222,592円であります。

無形固定資産合計は7,606,600円で、有形、無形を合わせた固定資産合計は7,078,422,989円であります。なお、固定資産の詳細につきましては、31ページから32ページに固定資産明細書に記載しております。

流動資産であります。現金預金は416,605,307円で、内訳は20ページに資金収支表に記載しております。未収金の総額は13,424,174円でありますが、これの主なもの、現年度過年度の水道料金、現年度の受託工事費、労務費と、それから資本勘定のうち土木事務所の工事補償金等であります。これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして流動資産合計は430,429,481円であります。繰延勘定はございません。よって、貸借対照表の貸方である資産合計は7,508,852,470円であります。

次に、借方の御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

固定負債は前年度末残高が4,044,392円でありましたけれども、本年度16年度、3名の退職者に対し、退職給与金が不足いたしましたために退職給与引当金を1,277,164円取り崩し、固定負債の合計は2,767,228円であります。

流動負債ですけれども、未払い金は5,579,639円で、これの主なものは、3月分の動力費や未払い消費税納付額等であります。また、未払費用は974,716円で、これの主なものは、検針徴収委託費や職員の手当等で4月の支払分であります。その他流動負債は預かり下水道使用料等で、流動負債の合計は21,111,807円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は23,879,035円であります。

資本の部について御説明いたします。

資本金のうち自己資本金は908,271,104円で、前年度より140,323,810円の増加ですが、これは水源開発負担金に対する一般会計からの出資金であります。借入資本金は企業債であります。前年度末の残高は4,137,337,268円でありましたけれども、16年度に借り入れた企業債が109,800千円、償還金が156,193,966円でありますため、本年度末の残高は4,090,943,302円であります。

剰余金は先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

よって、資本合計は7,484,973,435円で、負債と資本の合わせた負債資本合計は7,508,852,470円となり、10ページで説明いたしました資産合計と一致いたしております。

続きまして、決算附属書類について御説明いたします。

12、13ページは平成16年度の鹿島市水道事業報告書で、事業概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。

ここは、議会の議決事項、国庫補助金交付申請、起債許可申請、それから職員に関する事項を記載しております。

15、16ページをお願いいたします。

ここは配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載しております。説明は省略させていただきます。

17、18ページをお願いいたします。

業務でありますけれども、配給水の状況のうち給水人口は2万8,442人で、前年度より222名が減少しております。給水戸数は9,111戸、前年度より56戸増加いたしております。年間配水量は303万3,314立方メートルで、前年度より2.51%、7万8,000立方メートルの減少であります。有収水量は256万4,987立方メートルで、前年度より0.8%、2万2,708立方メートルの減少であります。

漏水対策につきましては、本年度も漏水管の布設がえを実施するとともに、深夜における漏水調査を実施し、漏水修理を行った結果、有収率は84.6%となり、前年度より1.4ポイント改善いたしました。

事業収入及び事業費に関する事項で、ここは消費税抜きで記載しております。

事業収入は549,669,254円で前年度より7,136,596円の増、うち給水収益は523,195,320円で、前年度より4,921,045円の減となっております。この給水収益は、一般家庭、サービス業、このサービス業は官公庁、病院、それから飲食業を含んでおりますけれども、のこれらの使用水量がほぼ横ばい、それから工場、製造業、小売業は前年度に引き続き減少傾向であります。使用水量の減収につきましては、長引く不況による事業所等の大口使用者の減少、それから、言われますように節水機器の普及等での水需要の低減が深刻化しているところであります。一般家庭での使用量は、これまで対前年比2%以上の減でありましたけれども、16年度は対前年比で0.4%の減ということで、やや下げどまりの傾向にあると思っております。

給水量の1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は203円98銭で、前年度より11銭減少いたしております。

一方、営業費用は前年度より現金支出を伴わない資産消耗費が増となって4,472,446円の増、営業外費用の支払利息等が7,423,936円の減、結果、事業費は490,623,014円で、前年度より2,951,490円の減となっています。また、給水原価は191円09銭で前年度より53銭の増加をいたしております。

19、20ページをお願いいたします。

契約金額が10,000千円以上の工事は、16年度はございません。3,000千円以上の業務委託は、新配水池建設に伴う地質調査業務と水道施設実施設計業務であります。

企業債は貸借対照表で説明いたしましたが、109,800千円の借入金37,100千円が配水管の布設整備費、72,700千円が水源開発施設整備費のダム建設負担金として借り入れたものであります。

その他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費、交際費については、予算額及び決算額を記載しております。

棚卸資産購入限度額に対する決算額は、購入限度額6,004千円に対して決算額は2,251,105円であります。これは、新品メーター、修繕メーターの購入費であります。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況であります。これは、あくまで現金の動きをあらわしたものであります。差し引き 416,605,307円は、決算書ページ10の流動資産の現金預金であります。

21ページをお願いいたします。

平成16年度補てん財源の説明であります。これは3ページで説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 213,755,909円の補てん明細であります。

22ページをお願いいたします。

不課税収入明細書であります。地方公共団体の企業会計において補助金や出資金等の特定収入を得ている場合は、消費税及び地方消費税の申告時に仕入れ控除税額が調整されます。そのために特定収入の使途について記載しております。

23ページから27ページは平成16年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書で、28から30ページは、同じく平成16年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書であります。これは、1ページから4ページの鹿島市水道事業決算報告書の内訳であります。

31ページから32ページをお願いいたします。

これは固定資産の明細書で、10ページの貸借対照表で説明いたしましたとおり、有形・無形固定資産の詳細を記載いたしております。

33ページから38ページは企業債の明細書であります。平成16年度末までの借入償還状況の明細であります。

以上で、平成16年度鹿島市水道事業会計決算の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第41号は、委員会条例第6条の規定により、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は9名の委員をもって構成する決算審査

特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔委員名簿配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付のメモのとおり9名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり9名を選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員名簿

（平成16年度水道事業会計）

橋 爪	敏 ・	中 村	雄一郎
北 原	慎 也 ・	井 手	常 道
青 木	幸 平 ・	中 村	清
谷 口	良 隆 ・	中 島	邦 保
吉 田	正 明		

日程第5 議案第42号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、御承知のように、個人情報の保護に関する法律が本年4月1日から全面施行となりました。これと同時に関連4法案も整備、改正されたところでございます。この中の一つでありまして、本市の個人情報の保護に関する条例の根拠法となっております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律も全部が改正されましたので、これに伴い本市の条例も全面的に改正をするものでございます。

なお、今回の法律の改正の主な改正点でございますけれども、まず第1点が、保護の対象

の拡大ということで、これまで電子計算機処理された個人情報だけでなく、行政機関が保有する紙などに記録された個人情報を含むすべての個人情報対象になったということでございます。これにつきましては、新条例の2条関係に記載をしております。

また、第2点目が個人情報ファイル簿の作成、公表対象の拡大ということで、個人情報ファイル簿の作成、公表対象を電子計算機処理に係る個人情報ファイルに加えて紙などの個人情報ファイルまで拡大されたということでございます。これにつきましては、新条例では6条関係に規定をしております。

それから、第3点目が本人関与の強化ということで、開示請求権の対象を電子計算機処理に係る個人情報ファイルに記録された個人情報から行政機関の保有する個人情報全般にまで拡大がされたということ。それからまた、昭和63年の、いわゆるこの旧法でございますが、旧法の情報訂正の申し出を国民の権利である訂正請求権として位置づけ、さらに、新たに利用の停止請求権を規定したということです。これにつきましては、新条例の20条から22条にかけて記載をしております。

4点目が救済制度の新設ということで、開示決定等に係る不服申し立てについて第三者で構成する審査会が調査、審議を行うということになっております。これにつきましては、新条例では27条に規定をしております。

最後に、5点目に罰則の新設でございます。行政機関の職員等に対する罰則を新しく新設したということでございます。これにつきましては、新条例の38条から42条にかけて規定をしております。

それでは、新旧対照表により改正の概要を説明いたしますので、説明書資料の1ページをお開きください。

その前に、先ほどお配りしました正誤表により訂正等をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1条、目的でございますけれども、今回の法整備の目的でございます。多くの個人情報を保有している地方公共団体がその保有する個人情報の取り扱いを、より適正に行うこと、そして個人情報の開示、訂正、削除を求めることについては個人の権利であることを明らかにすることで、個人の権利、利益を保護していくという基本事項に沿って改正をしたところでございます。

第2条は定義でございますが、個人情報の定義をよりわかりやすく整理したことと、第7号の個人情報ファイルに関する部分では、旧法では電子処理情報、いわゆるアの部分が保護対象でありましたが、新法では手作業による情報、あるいは紙情報と言われるものも対象とするということになりましたので、イの部分の部分を新しく加えてということでございます。

それから、第3条につきましては、実施機関等の責務に関する規定でございます。

それから、第4条は市民の責務に関する規定でございます。

それから、第5条は事業者の責務に関する規定でございます。なお、事業者につきましては、個人情報保護法の規定が一般法となります。

それから、第6条は個人情報取扱事務の届け出及び閲覧に関する規定で、新しく設けられたものであります。これによりまして、実施機関は個人情報取扱事務については、市長に対し必ず届出しなければならない。または、市長はこれを閲覧に供することで、市民はどのような個人情報取扱事務があるか、容易に知ることができるということになっております。

第7条は、収集の制限に関する規定であります。実施機関の個人情報収集の方法等について明確に規定したものでありまして、第3項の本人からの収集は、今回、新たに整備されたものでございます。

次に、第8条は、利用及び提供の制限に関する規定でございますが、実施機関は個人情報を実施機関内部においても、もしくは実施機関相互においても個人情報取扱事務の目的以外には利用できないということを新たに定めるとともに、ただし書き第5号につきましても、これまでのその他市長が特に認めるときというような運用規定を廃止し、各号のような限定規定に変えているところでございます。これについてはこの条文に限らず、他の条文においてもこのように改正をいたしております。

また、旧条例をごらんいただきますと、目的外利用という解釈そのものが旧条例と全く違っております。旧条例では、当該個人以外のものに提供することを目的外利用としておりますけど、新法は個人情報取扱事務の目的以外に取り扱うことを目的外利用というふうに規定を定めております。

次に、第9条は電子計算機処理の制限に関する規定でございますが、旧条例に比べまして電算処理について、より詳細に整備をしたものでございます。

次に、第10条でございます。第10条につきましては、電子計算機の結合の制限に関する規定でございます。

次に、第11条は適正管理に関する規定でございます。

それから、第12条は委託に伴う措置等に関する規定でございますが、旧条例では委託するときは、あらかじめ個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならないという表現にしておりましたけれども、新条例では、その必要な措置をより具体的に明記をしております。この部分は、旧条例では施行規則で規定をしておりました。

第13条は開示請求に関する規定でございますが、第2項の死者の個人情報、第3項の未成年者または成年被後見人の法定代理人等について新しく整備をしたものでございます。

それから、第14条は開示しないことができる個人情報に関する規定でございますが、これについては、旧条例では第12条第2項第1号から第5号として規定していたものを、ここでは条文として独立して整備したものでございます。

第15条は部分開示、第16条は個人情報の存否に関する情報に関する規定でございますが、

これは、今回、新しく整備したものでございます。

それから、第17条は開示請求の手續、第18条は開示請求に対する決定等及び第19条は開示の実施方法に関する規定でございますが、旧条例では、これらはいずれも施行規則の中で整備していたものを条文化したものでございます。また、この中の15日とか、いわゆる日数等を掲げておりますけれども、この日数につきましては、情報公開条例の日数と合わせたものでございます。

次に、第20条訂正請求、第21条削除請求、第22条目的外利用及び外部提供の中止請求に関する規定であります。訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止について、それぞれ国民の権利として明確に位置づけられたものでございます。

それから、第23条は訂正請求等の手續、第24条は訂正請求等に関する決定に関する規定でございますが、旧条例では、この部分も施行規則で整備されていたものを条文として整備したものでございます。

次に、第25条は費用負担に関する規定でございます。原則、手数料は無料としております。

次に、第26条は不服申し立てがあった場合の手續に関する規定でございますが、旧条例では異議の申し立てとなっていたものを不服申し立てと改正されたものでございます。

次に、第27条は鹿島市情報公開・個人情報保護審査会の設置等に関する規定であります。旧条例では鹿島市個人情報保護審議会を設置して対処しておりましたけれども、今回、情報公開・個人情報保護審査会設置法という法律の制定によりまして、情報公開審議会と個人情報保護審議会を一本化したものでございます。

第28条につきましては、審査会の調査権限等に関する規定でございますが、旧条例では施行規則で規定していたものを条例化したものでございます。実施機関は、原則、審査会からの開示請求に係る個人情報の提示の求めについては拒むことができないとなっております。

第29条は、苦情の処理に関する規定でございます。

第30条は、事業者への指導、勧告等、第31条は苦情相談の処理及び第32条は出資法人等が講ずべき措置に関する規定でございますが、いずれも事業者が取り扱う個人情報の保護のために必要な措置規定でございます。

次に、第33条は他の制度との調整に関する規定でございますが、他の制度との調整のほか条例の適用除外について整備したものでございます。

次に、第34条は国等との協力に関する規定でございます。

次の第35条は、市長の調整に関する規定でございます。

次に、第36条は運用状況の公表に関する規定でございます。年1回、運用状況を取りまとめて公表するとしております。

次に、第37条は委任に関する規定でございます。

次に、第38条、第39条、第40条及び第41条並びに第42条は罰則に関する規定であります。

実施機関の職員の特に悪質な条例違反に対しては刑法の適用ができるなど強化され、また、審議会についても罰則規定が設けられたところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。この議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例、もうこれは委員会の方に付託をされるということですので、細かいことに関しては委員会の方で検討していただくとと思いますが、1点だけちょっとわからないことで、今回、この条例は個人の権利、利益を保護するということで、法律の改正に伴ってやられたということでございますけれども、今、こういう保護をするような流れの中で、もう一つ、住民基本台帳との関連というのが、いま一つわからないところがありますので、住民基本台帳に関しても、これも公文書というか、取り扱いになろうと思いますが、現在のところ、これは閲覧というのは自由に行われているんじゃないかと思いますが、その点に関して確認をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

住民基本台帳の取り扱いが、この個人情報保護条例の制定に伴いましてどう変わるのかというようなことでございますが、この個人情報の保護は、あくまでも個人情報に関する部分について基本原則、いわゆる個人情報につきましては、本人を基本に本人が請求する場合、それから情報収集、本人から情報を収集すると、そういうことが基本になっておりまして、ですから、その辺が、住民基本台帳の取り扱いが、現実、どういうふうに変わっていくのかということについては、ここの中では具体的には規定されておられません。

そういうことで、基本情報取扱法というのが、住民基本台帳法ですかね、それは法律としてあるわけですから、基本的には住民票の取り扱いについてはその法に基づいて対処をされていくものと思っております。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

ただいまの住民基本台帳の閲覧のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、6月議会において質問があったわけでございますが、現在、国の総務省におきまして、あり方検討委員会の中で、この件については、今、検討が進められて

おります。それで、つい先日、国の方から示された見解によりますと、原則、非公開の方向でいくというふうな方向が打ち出されております。具体的な内容につきましてはこれからと思いますが、それを見て市の方でも対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

国の方で住民基本台帳に関してはあり方検討委員会ということで方向性を出されているということでございますが、現状として、この住民基本台帳の閲覧によっていろんな形での、前回は議論がありましたけれども、ダイレクトメールが来たり、その情報をもとにしていろんな商売等に利用されていることもあろうかと思いますが、今、その閲覧をされている方々の目的ですとか、閲覧の回数ですね、どれくらい閲覧に訪れていらっしゃるのか、前回もそういう議論もあったかと思いますが、その辺、わかりますか。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

今の鹿島市の16年度の取り扱いの実績から見まして、件数で約 3,600件の申請がございますが、大体、月平均 300件程度でございます。それで、これが、今、国の方でも検討されておりますが、公共目的と、今議員の方から質問がありましたダイレクトメール等の商業目的、大きく分けますとこの二つの申請に分けられるわけでございますが、現在、公共目的で申請されている分が全体の35%程度でございます。あとの65%は商業目的の申請でございます。それで、今、国の方向に基づきまして規制をするということになれば、現在の閲覧申請が6割近くは減るんじゃないかなということで見込んでおります。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

ありがとうございました。この住民基本台帳の閲覧に関しては、公共の目的のためいろんなアンケート等をとる場合ですとか、そういう目的のためにも使われている状況があるわけですが、やはり個人情報の保護をするという観点から考えますと、原則非公開の方向で検討をしていきたいというような答弁があっております。既に、ほかの他市町村でそういう形で条例をつくられたところもありますが、その方向でぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例については、会議規則第36条第1項の規定により総務委員会に付託します。

日程第6 議案第43号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

先ほど審議をしていただきました議案第42号 鹿島市個人情報保護条例の全部改正と関連いたしておりますので、この案件につきましても総務委員会付託ということになっておるのでございます。

議案書につきましては22ページから24ページ、説明資料では20ページ、21ページをごらんください。

今回の条例改正は、情報公開、個人情報保護審査会設置法が17年4月1日から施行となりましたので、本条例もこの法律に準じまして個人情報保護審査会を新たに設置する必要があるものでございますので、この条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容を御説明いたしますと、第2条の第2号の改正につきましては条文の整備を、また、第15条及び第16条の改正につきましては、これまで本市情報の公開制度の適正かつ円滑な運用を推進するために、これまで鹿島市情報公開審査会を設置し、委員の皆様には調査または審議のために意見陳述をお願いすることにいたしておりましたが、これを、今回、鹿島市情報公開・個人情報保護審査会として新たな審査会を設置するために条文の改正をいたすものでございます。

第25条の経緯につきましては、法で委員としての活動の情報について守秘義務が課せられましたので、違反者に対しましては罰則規定を新たに設けるものでございます。

この条例は17年10月1日から施行するものでございますが、附則では現在の情報公開審査会委員は、そのまま改正後の情報公開・個人情報保護審査会委員として委嘱されたものとするということで、その任期は19年3月31日までとするというものでございます。

現在の情報公開審査会委員の任期は2年となっております。現在の任期は17年4月1日から19年3月31日までとなっております。また、個人情報保護審査会の委員の任期は4年という規定になっておりまして、任期が22年3月31日までということになっております。両方と

も同じ委員の方、5名、委員になっていただいております。知識経験者、学識経験者5名で
すね、同じ方に両方の委員になっていただいておりますということで、今回、この条例改正に伴
いまして、附則でその任期はとりあえず19年3月31日までとするというものでございます。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改
正する条例については、会議規則第36条第1項の規定により総務委員会に付託します。

日程第7 議案第46号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7、議案第46号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入
ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第46号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の24ページをお開きください。

これは、今回、改正をお願いする条例の新旧対照表でございます。改正の要点のみ申し上
げます。

第24条 市民税の非課税の対象者から前年の合計所得金額が1,250千円以下の年齢65歳以
上の者を除外する改正でございます。この改正により、均等割、所得割の非課税範囲を超え、
1,250千円までの所得のある老年者については平成18年度分から市民税が賦課されること
になりますが、平成18年度分は3分の2が、平成19年度分は3分の1が控除されます。

次に、第36条の2項、地方税法317条の6の改正、これは中途退職者支払い総額が300千
円以上の者、の給与支払報告書の提出義務化の挿入に伴います項ずれの改正と本条をこの条
に改める言い回しの改正でございます。

附則16条の4、「本項」を「この項」に改める言い回しの改正をするものでございます。

附則19条第2項は、租税特別措置法第37条の10第2項、これは上場の日における所有期間
が3年以上保有をし、上場の日以後、1年以内に行われる譲渡は課税標準を2分の1とする
という特例でございますが、この廃止に伴う項の削除とこれに伴います項ずれ、それから
「本項」を「この項」に改める言い回しの改正でございます。

26ページをお開きください。

附則第19条の2、特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例を

定めたもので、平成17年4月1日以降の取引につき、特定口座で管理されていた株式が、株式発行会社の清算終了等による無価値化損失が生じた場合には、一定の要件のもとで株式等の譲渡損失とみなす特例でございます。

附則第13条の3、附則第19条の2が挿入されたことに伴います条ずれ、それから地方税法施行令の改正に伴う引用条項のずれの改正、附則第19条第2項の削除に伴う第2項の削除、「本条」を「この条」に改める言い回しの改正でございます。

附則第19条の4、附則第19条の2の挿入に伴う条ずれ、それから地方税法附則改正に伴う引用、項ずれの改正でございます。

28ページをお開きください。

附則第19条の5第2項、附則第19条第2項の削除に伴う引用、項ずれの修正、附則第19条の2の挿入に伴う引用、条項ずれの改正でございます。

附則第20条、附則第19条の第2項の削除に伴う第8項の削除とそれに伴う項番号の改正、引用項番号の改正、附則第19条の2の挿入に伴う引用条項の改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

2点ほどお尋ねをしたいと思います。まず最初に、株式に関連しての特例ということでいろいろ説明がありましたが、具体的にこのことが私たち市民にどういう影響が出てくるのか、私にはちょっとよく理解できないので、その辺についての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今回の改正においては株式に係る改正でございますけれども、それが、我々市民に対してどのような影響があるかということですが、今回の改正につきましては、26ページの新附則19条の2項の特定口座で管理されていたということは、具体的に申し上げますと、上場株式、上場で株式をされていた会社が倒産なりそういうことになった場合、株の価値が全然なくなったといった場合には、これまでは、それはそれで、もうほかのところから控除できなかったわけですが、今回、価値がなくなった場合、損失をこうむった場合については、他の株式の利益があればそれから控除をしてよろしいというふうな制度ですが、基本的に、鹿島市で特定口座を持って申告をされていた、されていると思われる方が約二十四、五名程度いらっしゃいます。

ただ、これは申告をしてもしなくても特定口座をお持ちの方は、その特定の口座というか、配当から源泉徴収されていますので、申告をされてもされなくても結構ですけれども、申告をされた方が24名ということです、具体的に鹿島市内で何名ぐらいいらっしゃるかどうかというのは我々では把握はできないところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私ももう少し勉強させていただかんと、ちょっとその辺がよくわかりませんが、はいわかりました。

もう一点、お尋ねをします。

問題なのはね、24条ですね。結局、これは非課税の範囲ということで、65歳以上の人たちについては非課税の範囲で、今までその分が減税の対象になってきたわけですがね、今回、こういうことになると、結局、一部増税が来るわけですね。先ほど18年度は3分の2、それから3分の1というようなことですが、大体、どれくらいの対象者で、金額的にどれくらいになるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今回の改正によりましての影響、人員ですけれども、まず、17年度の、今年度の当初課税ベースで申し上げます。対象者がおおむね 1,100名程度。それから、市民税で平成18年度、来年度が、これが3分の1が課税ですけれども、約 1,130千円。平成19年度が、これが3分の2が課税ですけれども、2,261千円。それから、平成20年度から全額課税をされますけれども、これが 3,392千円というふうなことで推定をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回は65歳以上の人たちの範囲ということで上げられておりますが、今、全国的な流れの中、特に選挙もあっておりますので十分にこの辺が明らかになってきたわけですがね、見ておりますと、これから特に、サラリーマンの各種控除の廃止などというのが具体的に語られておりますが、その点について、今後の見通しといいますかね、来年度からすぐということにならないと思いますが、こういう形で増税というのが途端に押し寄せてくるということが考えられますが、その点について税務課としてはどういうふうにごらんになっておりますか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

今、御指摘の件ですけれども、今、議論されているというか、そういううわさになっているのは所得税関係だというふうに思っておりますけれども、いずれにしても地方税法も改正を、当然なされるわけですから、その点につきましては、私が云々ということじゃなくて、これは国の方で税法改正等がなされますので、それに我々としては準じていかざるを得ないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、税務課長、お答えいただきましたが、市長にお答えいただきたいと思いますがね、本当に、今、市民の暮らし、もうこれは全国民の問題になりますがね、大変な中で、確かに市においても財源がないというようなことで、国もそうですが、その財源を求めてこういう形がされてきているわけですね。私は、このことは、至っては市民の暮らしをますます大変な状況に追い込んでいくような状況をつくり出すと思うんですがね、その点について、市長はどういうふうにとらえられているのか、お答えいただければと思いますが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

税金というのは、もう古今東西、我々納税義務者としては、もう安い方がいいわけですし、これはもう、当然、そういう意味では上がらない方がいいということは、まず言えると思いますが、やはり、今の国家の財政、あるいは市の財政等を見ますと、そういうふうに国が言われるならばということになると思います。私どもが、財政基盤強化計画を立てましたのは、基本的に、今ただいま私が申し上げましたように、市の方としては税金とか使用料とか料金、こういうものは上げないという原則を守って計画をつくっております。そういう意味では、私の考えも市の独自に判断できる分野としては反映をさせているというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま審議されました第46号議案には、私は反対をしたいと思います。

今回の改正は、個人市民税の非課税の対象を65歳以上、その一部を外すということになるわけですが、私は、このことによって先ほど影響額、それから 1,100名にも及ぶ人たちの影響があるということで報告を聞きましたが、これは大きなものだと思います。

今、選挙が最終盤を迎えておりますが、選挙の流れ見ますと、各政党が、今後、政策の実現のために財源の確保というのを、ほとんど増税に頼るということをマニフェストなどで明らかにしているわけですね。例えば、自民党や公明党なども07年度をめどに消費税を含む税体系の抜本的改革と取り上げている。つまり、サラリーマンをねらい撃ちする各種控除の廃止とか消費税の2けたで24兆円もの大增税をねらうというふうな、こんなことが明らかになっています。

それから、民主党などのマニフェストを見ても、この前、一般質問でも私は申し上げましたが、次世代育成を進める一環として配偶者控除や配偶者特別控除、それから扶養控除、これは何というんですか、老親、お年寄りの親の控除は除くということね、を廃止することにより子供手当の拡充というようなこと。さらには、その後に引き続いて安定的な経済成長の実現を条件に年金の費用、年金のためのお金、年金目的消費税の導入によってその財源を確保するなどというのが書かれているわけですね。

私は、このことを見ますときに、今度の選挙が終わると、例えば、どういう政党が政権をとろうとも、まず来るのが、私たち国民にとって増税のあらしじゃないかと非常に心配をするわけです。今でさえも市民、国民は、税金はもちろんです、今のいろんなサービス低下の中に苦しい生活を強いられていると。先ほども市長もおっしゃいましたが、財政基盤整備ですか、その中で、本当にサービス低下というのはね、逃れられないという面も出てくるわけですね。そのときに、やはりせめてものそういう優遇措置といいますかね、そういうのがあったのを打ち切っていくということは、私はどうしても許せない。確かに、国、県がすることだから、それはしょうがないじゃないかと、どうにもできないじゃないかという論法もありますがね、私は基本的にこの問題についてはやるべきでないと思いますので、反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8．議案第47号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第47号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、肥前浜宿継場に指定管理者制度を導入したいということで、この案を提案するものであります。

説明資料の30、31ページをお開きください。

これまでの条例は第1条から9条までですけれども、今回、改正する条例は、指定管理者に関する部分に加わりまして1条から13条までで構成をされております。1条の設置、2条の位置、第3条の管理運営につきましては、新旧ともに変わりません。旧条例の第8条、管理の委託を削除いたします。新たに第4条を加えまして、旧条例の4条から7条が一つずつ下がって第5条から第8条になります。旧条例の第9条が新条例の第13条となりまして、新条例の第9条から第12条が新たに加わります。今回、管理の基準、それから業務の範囲について改正をお願いするものであります。

それでは第4条、開館時間及び休館日ですけれども、継場の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前10時から午後5時まで、(2) 休館日、ア 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）の場合は翌日）、イ 12月29日から翌年の1月3日まで、ウ 祝日の翌日。

第5条が使用の許可、第6条が使用料、第7条が使用の制限となっております。

第4条から第7条までは、管理の基準に相当する部分であります。

第8条が損害賠償。

第9条、指定管理者による管理であります。教育委員会は、第3条の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、継場の管理を行わせることができる。

第10条が、指定管理者の指定の手續等であります。指定管理者の指定の手續等については、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年条例第7号）の定め

るところによる。

第11条、業務の範囲であります。指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。(1) 継場の使用の許可に関する事。(2) 継場の施設及び設備の維持管理に関する事。(3) その他継場の管理運営に関して教育委員会が必要と認める業務。

第12条は準用規定であります。第5条の規定は、第9条の規定により指定管理者に継場の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。この継場の設置条例、あるいは後で出てまいります干潟物産館の設置条例等に関しましてもですね、開館時間及び休館日、第4条ですけれども、この中で、イのところは12月29日から翌年の1月の3日までは休館日とするという形で出してありますが、継場にしても、それから干潟物産館にしても、これは観光施設ですよ。そういう中で、現実的には今までも、恐らく年末年始、元旦は別としても、お客様が来られるということであけて対応されていたと思いますが、あえてここに正月休みを入れられたというのは、役所が休みだからなのか、この条例を見ていると変更することができるということだから、変えることはできるわけですが、それぞれの施設の目的を考えれば、この休館日というのは、やはりどうなのかなと思いますが、この辺いかがですか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

12月29日から翌年の1月3日まで休館日としております。

これにつきましては、ただし書きの中で「教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる」、この部分で対応ができると思っております。今後、実際に指定管理者を導入した中で、指定管理者と協議といいますか、そういった実態を見ながら、そこら辺は条例改正なり、できるものと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

具体的な対応というのは、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができるということですから、それはできると思うんですよ。

しかし、条例としてこうやって出す場合にですよ、もう考え方の問題ですが、やはりそういう対外的にお客様を招き入れるような施設に関しては、役所が休みであっても、やはり開けておくというような形で条例化を当初からしておくべきじゃなかったかということで指摘をいたしました。指定管理者との話し合いの中で変更もできるということですから、それはよしとしたいと思います。以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの問題についてですが、先ほど中村議員がおっしゃったことは、私自身も、以前も出ていましたからね、それで、その後も市民の人たちといろいろお話しする中で、これは、例えば、継場についてはね、ましてや祐徳神社との関連もあるからというようなことですが、今言われたように、その運用ができるということでしょうがね。ただ、私たちがほかのいろんな市町村に行政視察その他で行ったときに、もう例えば、休館だとかなんとかいえば、見せてもらえないですね。後で聞くと、あら言ってもらったらよかったのにとというふうなときもあるわけですね。

だから、その辺がなかなかうまくいかない部分もあるので、やっぱりこのところは、この条例でぴしゃっと、このところは、正月分については休みということは入れないで、もうこの時点で私は開館できるような条件をうたっておった方がいいんじゃないかなという気がします。これは意見です。

もう一つですが、今回出されているすべての問題に関連をしますがね、例えば、使用の許可というところで、継場の場合は、使用するときはあらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないということで書かれておりますが、11条の業務の範囲のところには、継場の使用の許可に関する事とということが載っていますね。それで、その下に5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとするので、何か非常にくどらしい、この辺の表現の仕方が。これは、基準があるのかわかりませんがね、何かくどしいなど。これは、ほかの分についてもそうですよね。干潟物産館についてもそうでしょう。「希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない」と。そして、11条にいけば「物産館の出展の許可に関する事」となって、また、下に「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものである」というような形での表現、すべてがされているわけですが、この辺、やっぱりこういう形をしなくちゃいけないわけですかね。もう少しすっきりとした条例にはできないんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。

鹿島市におきましては、この指定管理者の導入につきましては分離型条例ということで、それぞれの施設に指定管理者を導入するということで条例の提案をしているものでございます。今回、この継場の設置条例のほかにも、もろもろの施設の指定管理者制度の公募に向けた条例改正をお願いいたしております。

このような、先ほど松尾議員が御指摘のあったような読み替え規定等があるというような御指摘がございましたけど、使用の許可等ですね。これにつきましては、もし公募をしても希望する民間業者等がなかった場合は、それは市の直営ですというようなことで、もしなかった場合は直営、指定管理者の応募があって、その方に指定管理者としてその施設の管理をお願いする場合は指定管理者をお願いするというようなことで、条例、鹿島市につきましては、よその自治体もそうでございますけど、両方、対応できるような条例の制定ということでなっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

取り扱われた、その意味はわかりました。でも、私はまだすっきりしません。それは、それでいいです。

それで、次ですがね、それぞれの条例のところで質問をした方がいいかも知れませんが、例えば、継場もそうですが、今、もう現実的にはほかの方に管理をしてもらっているわけでしょう、継場についてもですね。これはそれぞれ、特に、この後出てきます一本柿荘もそうですがね、指定管理者制度を設けることによって、例えば、この継場の場合、管理をする人たち、恐らくこれは今までの人と変わらないでしょう。違うんですかね、私はわかりませんが、そうだとすればね、管理する人はどこがどう変わっていくんですか、実際に取り扱う側として。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今、行っていますのは業務の委託であります。私法上の契約によります業務の委託でありまして、使用の許可までは受けた先が持ちません。今回、指定管理者制度になりますと、管理の代行という形になりますので、これまで市が使用の許可をしていた部分も指定管理者ができるようになります。そこが違ってきます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、この継場のいろんな取り扱いその他を、すべて管理を受けた人がやるということとで考えていいわけですね。今までは教育委員会も何らかの問題についてはタッチをしてきたと思いますが、一応、丸抱えと言うたらおかしいですが、すべてをそこでやっていただくというようなとらえ方でいいんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今、行っていますのは、業務の委託ということで一部分になります。これからは指定管理者制度になりますと、管理の運営ということで、包括的ということで全部ということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

指定管理者制度は、もう既にね、平谷の自然の館でも、もう第1号が発発をしておりますが、実際、指定管理者制度に移行されてからの総括は、年度中途ですから、まだできてないと思いますね。

ではありますが、一つ、この考え方にもよりますけど、名前を変えた下請民営化を進める一つの手法だろうというふうに、私はそういうふうにとらえております。

そういった観点から、さきの一般質問でも徳村議員から、若干、心配される部分についての指摘等もあって、それなりの回答もなされてはおるものの、施設のハード面の改修その他は従来どおり行政がやるにしても、一般的な年間を通しての管理業務、あるいは使用の受け付け、使用料の徴収、許可、その一切を、今まで行政がやっていたものを、この指定管理者に指定された業者、もしくは団体がやるという姿に衣がえしていくわけなんですね。

そこで、一つ懸念されるのが、現場で、行政の場合は公務員がやっておるわけですから、市民の公僕としての対応をやるわけなんですけど、業者が利益をそこに生み出さなきゃなんんということが絡むわけで、摩擦なしとも言えない場面が多少なりとも出てくることは想定をされると思います。

そういった点で、自然の館を实际運営をされての状況がどうで、今回、この際、その方が市民にとってもよろしい、行政にとってもよろしいと、施設にとってもよろしいという、花丸にならんにしても二重丸、もしくは一重丸の、むしろ以前より改善されたというものが具体的に見てとれておれば、そうですかという話になるかも知れません。

しかし、今回、一挙に七つの施設について指定管理者制度に移行をされるというのには、いささかの、やっぱり疑問をぬぐえない、心配をぬぐえないところが残るというのが実感で

す。

そういった点で、今、既にしておるところ、あるいは今回、七つ指定をしたいということですけど、そのほかにも市の施設はあるわけですね。あるいは今後も財政事情から箱物はそう簡単にはできない環境かも知れませんが、できていくと思うんです。原則的に、今後そうした施設をこうした制度に切りかえていくということでは、今、ちょうど入り口にあると思うんです。

そういった点では、行政として一定のルールの上に、こうしたケースの場合は指定管理者制度を運用していきたいと、あるいはこうした場合は従来のような直営方式でいきたいと、そういう一つの種分けのルールが確立されるべきときが今ではないかというふうに思うんです。

そこら辺で、今回、どさっと出されましたけど、そこら辺のルールづくりといいますか、あるいはまた、現在、既に運用を始めております自然の館等の実際の状態というのがどういう評価をされているのかね、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

御承知のとおり、今回のこの指定管理者制度といいますのは、地方自治法の一部改正ということで、従来、公の施設の管理に関しましては管理の委託制度ということから、今回、指定管理者制度へ改正になったわけです。つまり、委託という制度がなくなったということで、直営か指定管理者制度しかないということになったわけですので、しかも、これを18年度からというふうになってきておるわけです。

基本的な考え方としては、今回、7本の改正案を出しておりますけれども、従来、何らかの形で委託という方式をとっておった部分について、今回、指定管理者制度の導入を含めて改正をするということで、必ずしも、今回7本提案をしますけれども、すべてを移行するんだということでは、基本的には、もちろんそういう方向で考えますけれども、先ほど言いましたように、従来、何らかの形で委託をしておったものを、この指定管理者制度へ移行したいということで提案をしているところであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

従来、委託をしておったところということで、その経過は私もわかったつもりです。総務委員会でもその辺はお尋ねをいたしておりますので認識はいたしておりますが、やはり金銭の授受を初め一定のセキュリティーといいますか、そうした必要最小限はこのルールづ

くりをしておかにかん問題ですね。我々議会としても、市民としても指定管理者制度に移行することによって、これは従来の委託の内容から何も変わらない、利便性その他ですね、そういう安心感を与える一つのルールといいますかね、そういう基本があって個別のこういう委託に移行されるということだろうと私は思うんですね。そこら辺の経過を踏まえたルールの検討がされてきたのかどうなのか。

それとあわせて、今、7本出されておりますけど、そのほかについては移行させる具体的な施設を予定されているところが、ほかにも可能性としてあるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺、どうなんですか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

指定管理者制度に移行するについての一定のルールといいますか、というようなことですが、けれども、従来の地方自治制度の中でも、この委託という中で、例えば、使用料の徴収制度についても民間の委託という制度のこともありました。しかも、その中では利用料金として徴収する場合は委託者の収入とすることができるというような、従来の地方自治の制度の中でもあったわけですが、今回、これがすべて指定管理者制度になった場合については、管理者の収入とするというようなことになってくるわけです。

ただ、これについても、先ほど、一定の基本的な考えはあるわけですが、そのことは、当然、条例の中で決めなければならないということで、例えば、使用料については上限を幾らというようなことで、その範囲の中で具体的に使用料を決める場合は、管理者と市が協議をして決定をするというような一つのルールづくりは、そういう中でできてくるわけでありませう。

それから、もう一点、今回、7本の条例改正案を出しておりますが、今後、そういう計画はあるのかということですが、今、具体的にそれ以外について直ちにということはないわけですが、今後、各所管の中で公の施設等を検討しながら、将来的には、当然、移行する部分も出てくるんじゃないかと思いますが、当面は、今のところ7本ということで考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

当面は7本ということですが、将来的には他の施設も視野に入っておるということですので、当面、この7本については、今回、その制度に適用をしても問題が想定されないということで提案をされたんじゃないかと思うんですが、例えば、大きな施設の陸上競技場であるとかいろいろ大きな施設がございますが、ここにはポンプ場の管理、これは直営で今しよる

わけですかね。いろんな意味で適用の可能性というとはあると思うんですね。そういった点で、一つのルールづくりをしてほしいというようなことが、やっぱりなお残ります。

それから、この7施設についてですよ、委託費とこれはいうとですかね、使用料を、これを委託というんですか、指定管理者になられた方は使用料をいただかれて、その利益をもってこの運営をされるという形になりますので、原則、市が委託費という形で出すものは、極力ないというふうには思うんですけど、財政的なそのメリットですね、従来は、委託費を年額幾らという形で支払って受託していただいていたと。今回の場合は、使用料を原資に業を立ててもらおうということですので、それぞれの施設は無償、要するに行政としては財政出動はなく指定管理者制度に指定をするということになっていくんですかね。個別、それぞれの施設、何度も立ちませんので、一括して、ちょっとそれぞれの施設について、ちょっと述べてください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

今回、提案をしております7本の施設すべてについて、例えば、使用料の範囲内で運営をお願いしますとか、そういう内容ではございません。従来どおり、それで、当然、賄える施設が大半ですから、従来どおり運営経費として必要な部分については委託料として支払いをするのは当然であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは、それぞれの施設は従来の委託料相当分で指定管理者になってもらうという契約を結ぶと考えておるんですか。それぞれに教えてください。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

6月の議会で、一番親玉となります条例を制定させていただくときに御説明を申し上げたかと思いますが、この指定管理者制度の一番の目的といたしましては、住民のニーズがあった場合に、それに効率的、効果的に対応するために公の施設の管理に民間の能力を活用しながら住民サービスの向上を図ると、そして経費の節減に努めるというのが、これが最大の目的でございます。

ですから、こちら側、行政側といたしましては、できるだけ管理に要する経費、これを節減させていただく。一方、向こう側にとりましては、住民サービスの向上をも図っていただ

くというようなことが最終的な目標になってこようかと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩をいたします。なお、午後は13時15分から行います。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第47号に対する質疑を続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、引き続き質疑をさせていただきますが、ただいまの財政課長の答弁だったと思うんですが、財政的にどうなるのかという私の質疑に対して、理念を少し言われて、私の質疑に対する直接のお答えは、その委託料というのが正確かどうかわかりませんが、指定管理者との間で結ぶ、契約する金額ということでしょうけど、極力節減をさせていただくというふうに説明をされましたけど、それぞれの施設の現在までの委託料がありますね。それを一定額削減をする方向で指定管理者に指定をするというような考え方でおられるというふうにとっていいんですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

委託料、こちらから見たら経費の関係ですけれども、今、参考までに全国の動向、この指定管理者制度の動向を申し上げますと、完全に公募をとっているものは全体の2割程度ぐらいしかありません。残りは単独での指定となっております。この鹿島市におきまして、この7施設を考えますときに、その契約のおおのの関係経費につきまして、現状のままになるのか、それとも幾らかでも削減ができるのか、そこらあたりは今後のことでございましょうし、このような全国の状況を見ましたときに、急激に削減というようなことは若干難しい面もあるのではないかとというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それは、審議の折にもう少し具体的な考え方を示していただくべきだと思いますですね。委託契約といいますかね、指定管理者との契約を結ぶ折には、当然そこには金額を入れられるわけでしょう。今、議案の案件となっている47号については、これは使用料無料ですから、恐らく従来までの委託料を削るというのは難しいとは思いますが、そのほかのところで使用

料の徴収を伴う施設があるわけでしょう。だから、それは後の議案審議、予算審議を拘束するものになると思うんですよね、ここで可決をするということは。

であるならば、各施設ごとに現在の委託料はこれの金額で契約を結んでおるが、これこれの施設についてはこの程度の委託料といいますか、使用料収入をこの程度見込まれて、こういう委託料で締結をしたい方向で、今議会にこの7本の施設について提案をしとるんだという説明が伴うべきですよ。そこら辺は説明をされないということでは、僕は不十分だと思いますね。予算とこれつながっておるわけですから。もう一遍答えてください。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

経費の状況を当然把握しておく、経費の決定をしておくべきというような御質問でございますが、このことについては、まず、今回のこの7本の条例を可決いただいた後で公募をいたします。この公募の状況が鹿島市の中でどうなっていくかというようなことが、まず1点目ございます。それと、完全に公募ができない、地元との関係、それからこの施設の特殊性、こういったところから公募ができない、この7本の施設はほとんどそういうような状況でございます。その中で、その委託料についてあらかじめ決めておくことができるかどうか、そこらあたりの問題もございます。ちなみに、仮に公募になったときは、やはり応募者、心当たりの応募があるかどうか、ここらあたりも勘案をしていかなければならない状況でございますので、今のところこの経費について、この施設は幾ら、この施設は幾らというようなものは決めておりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういう意味では精緻な予算編成、あるいは補正をするにしても公金ですから、予算編成をする場合、精緻な見積りの上に成り立たなければならないと、これは法律で書いてあつたんですよね、予算編成の原則に。

それで、もし公募をして受け入れられないとなったときには、今言われる基本方針の委託料は極力節減させる方向だといっても、額面を幾らか引き上げて妥協点を探るという可能性もそこに出てくる。そうしたことが出てきたときは、従来の委託料よりもむしろ高くつく契約内容にならざるを得ないとなったときに、では、なぜ指定管理者制度になったのかという原点に戻る話が、またそのとき生じてくるんじゃないですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

おっしゃられる、ちょっと御質問の趣旨がよく把握できないですけども、この7本の条例のいずれもが、18年の4月から指定管理者制度を導入したいということで、今回議決をもらっております。残る期間で公募なり、単独指定なりの方針を決めまして、これを実施していくということでございますので、これの予算を反映してまいりますのは、18年度の予算というようなことに、まずはなります。

それと、もう一つは委託料の額がもし大幅になった場合ということですかね。額が現在の委託料を上回った場合ということでの御質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、この7施設につきましては、公募の形がとれるのはなかなか難しいと、その施設の性格、それから地元との関係、ですから、単独指定になっていくのではないかとというようなことを考えております。そうなったときに、今の委託料よりも上回ってというようなのは、よっぽど特殊なことがない限りは、ちょっと先の予算になりますので、何ともここで断言するわけにはまいりませんですけども、そういった関係というのはちょっとあり得ないのではないかとというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番 谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

先の予算のところだからと言われますが、我々としては平成17年度の委託料を参考にでもいいですよ、時価相場でも。ことしまでの委託料に比して、18年度で指定管理者に新たな制度に移行したときに、現行の委託料よりも上回るのか下回るのかというのは、審議のやっぱり焦点ですよ。それに、片方には使用料の徴収を伴うところがあるといったときの考えなり、モデルの数字といいますかね、そういうことぐらい試算をしたものを、やっぱりここで示されるべきではないですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御質問の趣旨に、今後について、あるいは全体的にどう考えるかということがあります。これは、一つ一つ違いますね、性格も何でも。だから、一つ一つ議案として提案をしているわけです。ですから、一つ一つ、今後についても今回7本とは違う条件のものが出てくるかわかりません。それはもうその可能性としてあるわけですね。だから、一つ一つについてひとつ御審議を賜りたいということと、もう一つは、今回のこの条例を条文を見ていただきますと、料金については何の項目もないですね。こういう取り決めで今からのやり方をやらしていただきたいという、そういう皆さん方に議案として提案をしているわけですし、料金が幾らになるとかかんとかというのは、例えば、来年度の予算でちゃんと示しますので、そのときに皆さんが予算案としてとらえていただいて、御審議を賜ればよろしいかなと、そうい

うふうに私は考えます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ちょっとずれとるんじゃないかと思うんですね。現行の委託料相当、あるいはそれ以下ということになるという想定なのか、それを上回る場合があるのかというのは、個々の施設ごとにやっぱり説明をされるべきじゃないですかね。

それはね、今、市長が言われるように、料金徴収の伴わない施設の場合はわかります。しかし、料金徴収が伴うところは、この指定管理者制度というのは、その管理者の収入になるわけでしょう。その分をどう扱うのか、要するに委託料にどういうふうに反映をさせるお考えなのか、それはあるんじゃないですか。

だから、その施設ごとに現在平成17年度の年間委託料がこうなっていると、年間の使用料が大体この施設についてはこの程度の市の収入としてあっておると、それが指定管理者の利益として帳簿に入るわけですね。その程度のものぐらひは、やっぱり計算表を出してね、この施設についてはこういう考え方と、それはね、最終的に予算編成をする場合は、さらに漏れのない精緻な予算編成ということになりましようけど、考え方というのは当然それは示されるべきですよ。来年のことだからという話じゃないですよ。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

今までの質問の中で、一定のルールづくりというか、ということがあったと思います。その中でお答えをしておりますけれども、まず直営と考える施設はどういうものか、あるいは指定管理者と考える施設はどういうものかという中で、私、今まで論議をしてきました。そういう中で、今回指定管理者制度として考える施設としては、現に包括的に管理を委託している施設で、団体が持つ経営ノウハウにより利用者へのサービス向上が期待できる施設、あるいは今後は財政基盤の確立に向け委託料等のコスト削減を検討をする施設ということで、そういう位置づけをしております。

そういう中で、少なくともそれじゃこの委託料が、この指定管理者制度によって従来よりも高くなるのか、低くなるのかというぐらひは示せということですが、基本的には私たちとしては、今現に包括的に管理を委託している委託料というのを基本として考えるべきであるというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市長は今そがん言いよっとけないと、そういう答えになっとらんやったわけですよ。（発言する者あり）こちらに登壇して言うてください。で、現行委託料を上回らない範囲でやりたいと、今出されましたよ。そういう答えを出していただければいいんですよ。その上に——あのね、笑わんでまじめに聞いてくださいよ。公の議会で質問をしようときね、笑うて質問を聞いてもろうちゃ困りますよ。そういうときに、施設の使用料徴収の伴う施設の場合はどういうふうにお考えになりますか、その扱い。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

直営の場合は、使用料といたしまして鹿島市の予算に計上をいたします。指定管理者で、その公の施設を管理していく場合は、利用料といたしまして指定管理者の収入になるものでございます。その場合は鹿島市の予算に当然計上することはありませんので、その利用料金の収入も含めたところで、総体的な経費の中で市からの支出金、交付金という形で今後見直しを図っていくものと考えております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

言うた、言わないの話でちょっとまことに申しわけありませんですけども、先ほど公募の状況につきまして、全国的な状況は2割程度というようなことで申し上げました。そして、うちの方でもおおむねが単独指定になるだろうというような中で、委託料は現行がベースになるのではないかと、そして削減は目標として持っていくべきではなからうかというようなことの趣旨を申し上げました。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今の北村総務課長の答弁で大体理解できました。使用料の収入のある施設についての考え方がね。

次の質問をいたします。

今も助役の答弁の中にちょっと入っておりましたが、他の施設、市内の市の公有施設、対象となり得る施設がどのくらいあるのかわかりませんが、今回、指定管理者制度に七つ、過去のやつまで入れれば八つになるんですかね、なるわけですけど、他の施設で想定される施設というのがどの程度あるのか。検討しとるというようなお話もあってありますが、どういうふうに考えておられますか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

このことについては以前質問があったかと思いますが、私たちがこの公の施設として今回指定管理者制度を導入できるような施設というのがどのくらいあるのかというのは、今申し上げているのは、今回提案しているのは7カ所ぐらいですけれども、具体的にまだそこまで、これ以外にどういうところが当たるのかというのは、個々にはそこまでは検討しておりません。今からその辺についても時間を少しかけまして検討していきたい。当面18年度からの制度改正に向けて行うのは、今回の7件だということでございます。今から検討をしていきます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市内に市有の施設がある中で、今回七つを選択されたということですので、全体の施設を検討の上、この数字が出てきた、七つというのが出てきとると思うんですけど、対象となった施設はどの程度あったんですかね。一応全施設洗われたと思うんですよ。何ゆえにこの七つだけが今度指定になったのかという、この説得性を持たせる意味で、ちょっと説明してください。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

お答えをいたします。

この9月議会に提案をいたしますに当たりまして、6月議会に分離型条例の提案をしたところでございます。6月議会の段階では、8施設程度想定をしているというようなことで答弁をしたかと思えます。今回、7施設ということになりましたけど、その中には、例えば、農村婦人の家は個人委託を現在いたしております。個人委託につきましては、指定管理者制度に当たらないということ、公共的団体、民間の団体であれば指定管理者を受けられるけど、個人では指定管理者にならないということで、農村婦人の家をどうかならないかということで、私ども担当課の方も検討をいたしましたけど、団体が見当たらないというようなこともございますので、そういった施設を今回減らしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

追加してお答えをいたします。

対象となるような施設はどのくらいかということですが、私どもで事前に調査をした段階では23施設程度が考えられると。そういう中で、今回なぜ7施設なのかというのは、先ほど申し上げましたように、現に包括的に管理を委託している施設というのが7施設だということとで提案をいたしております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。今回、ここの肥前浜地区の継場設置と、ここの点についてお伺いをしたいと思います。また、次に出てくる分は次の部分で質問をさせていただきたいと思います。

今回、今までの質問等でもいろんなことがわかってきました。なかなかこの制度の中身といますか、そういうふうなものが私自身つかめていない部分がたくさんあるわけです。この制度というものが、利用料金ですね、今回ここではありませんが、設置管理者管理費の収支のバランスがとれる見込みのある施設に指定管理者制度を設けるというふうなことが、6月の議会でも申されておりました。そして、今の中で、何らかの形で従来委託をしていたところに、こういうふうな指定管理者制度を設けていくというふうな方向性が示されたわけで、とりあえず6月の部分を含めて今回の七つで8施設ということになったんじゃないかと思っています。

それで、法律が変わったから、こういうふうにしなければならないと、指定管理者にするのか、直営にするのか、この二つの方法しか選べないのか、まず、この辺について、私はまだまだ疑問がありますので、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

先ほどの質問の中でもお答えをいたしましたように、今回の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理に際しましては、管理委託制度が指定管理者制度へ変わる、つまり言われますように直営か指定管理者制度という方法しかないということとであります。ただし、その中でも施設管理の中でかぎの管理だとか清掃だとか警備、あるいは機械設備のメンテナンスとか、こういう個別の委託業務については従来どおり、基本的には直営の中の業務だというふうに解釈をされております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ということは、今回この継場については二つの中の一つしか選ぶことが許されないというふうにとらえるべきなんではないでしょうか。その辺だったら、選ばざるを得ないということで質問をさせていただきたいと思いますが、今回、この継場についても指定管理者の業務という範囲が少し変わった、広がったというふうに思いますが、そういうふうな仕事広がったといつて、そして委託費は同程度を考えていくということで、そこの方の任務というものが大きくなりますよね。ですが、こういうふうな継場というものは、やはり専門性とか、地域の絡みとか商工ですか、観光的なものがありますので、やはり直営というよりも、こういうふうなそれぞれの地域ですね、またかかわっていらっしゃる人の熱意というものが、非常に大切になってくるということを私は思いますので、直営であるよりも、やはりそういうふうな方法というものも一つの方法だとは、ここについては思います。

そういう中で、委託費が払われると、その払われた委託費の使い方ですね、この使い方に事細かに何か決まり事があるのか、全くそれはもう自由自在にできるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

指定管理者の収入といいますか、今回につきましては市からの支出金も指定管理者の方に行つて、その中で対応していくということでもあります。それで、その収入等がございましたら、当然指定管理者の収入として、その施設の維持費含めて、管理費に含めて充当していただいて結構でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私の質問がちょっと違つた答弁になつたんですが、委託料というものが払われますよね。この継場の方に払われると。そしたら、その責任者たるものが、その委託料の中身というものの利用、使い方ですね、これは維持費だと、これは人を使う人件費だとか、そういうふうな事細かなものに、ある一定の縛りがあるのか、それは全く指定管理者に選ばれた側の裁量に任されるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

失礼しました。縛りはございません。指定管理者が人件費に充当されるとか、そこら辺はその団体の方で議論をしていただいて、有効に施設のために活用していただければというふ

うに思っております。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、ありがとうございました。

この継場については、私、余り心配することは、今のところはないというふうに思います。というのは、そこに携わっている方々を、やはりいろんな意味合いで信頼ができるといいですか、そういうふうな人たちに多分なるだろうというふうに想定ができるからであります。こういうふうな想定ができる場合の管理者の決め方と、全く想定ができない場合の決め方というのには、おのずと心配がつきまとうというふうに思います。従来何らかの形で委託をしていた方々が、そのまま引き継ぐというのが8割ぐらいあるというふうな、全国的にですね。今回、これがどういうふうなところになるか、私もはっきりわかりませんが、従来のところ、これを引き継ぐという形での委託ということが、大きくですね、そのことについてはっきりここで申すことは難しいと思いますが、どういうふうな考え方がなされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほどの2割、8割の関係ですけれども、公募が2割で、残りは単独指定、これが8割というようなことで申し上げておまして、その地元の方、今までしてこられた方、これがこの単独指定なのかどうかは、ちょっとわかっておりませんので、この全国的な動向としてはそういったことでの御理解をお願いいたしたいと思います。

それで、うちの方がそしたらば今まで委託をされていた方になるかどうかというのは、ちょっとここではっきりそうですというのも、公募の条例をお願いしておりますときに、そうでございますというようなのはちょっと、何ていんでしょうか、ちょっと返事をするのがなかなか難しいというところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

この設置条例がここで決まった後ですね、来年の4月施行に向けて次の議会でなるのかわかりませんが、そこで出されてくるかと思いますが、やはりこの辺の考え方が非常に重要になってくると思います。

というのは、こういうふうに法律が変わったから、こういうふうなやり方も変えなくてはならないというのは、これは国の方針をそのまま引き継いで、こういうふうなものが変えら

れていくと。そしたら、今までそこに携わっていた方々がいや応なしに変えられて行くということは、これは大きな問題だと思いますので、やはりここについては今までここに一生懸命かかわってこられた方々というものも、やはり参酌といいますか、そういうふうなものもこれからいろんな分野に出てくると思いますので、法律が変わったから一からやり直すのではなくて、変わった部分は変えても、こういうところは維持するという姿勢はできるんじゃないかなというふうに思いますので、何らかの形で、今回のこの部分についてはやはりいろんな意味で大事じゃないかと、私は思いますので、その辺をお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この管理委託から指定管理者制度に変わるということは、受ける側の責任と自覚が今までより出てくると思うんです。それはやはり法律的に確立をされた形、法律的に保障をされた形、そういうものであるからであります。自分たちが頑張って、そして中身をよくすると、そういう意欲もそこから出てくると思いますし、つまり自主性と自立性がやっぱり管理委託という形より指定管理者の方があると。そういう中で努力をしていただいて、そしてただいまありましたように、利益か出た分についても、より幅広い深みのあるサービスに回していただければと、こういうふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

こういうふうなものが自主性とか自立性というものが、いろんなものをいい方に向かわせるといふ、いい方だけではないかも知れませんが、ぜひ変えられたなら変えられたで、いい方に変えていかなくてはいけないと思いますので、ぜひそういうふうなものを兼ね合わせて、それから先ほどの質問の中にもありましたが、今までの委託料を基準にした形での管理委託になる可能性が強いわけですね。ですが、今言われたように、仕事は多くなることも考えられます。ということで、ぜひその辺については、私は、これが、この管理委託というものが財政的に、これがふえたらやはり問題があるということも言われていますが、一つの鹿島市、そこに携わる、ここに限らず携わることがいろんなところで今回から出てくるわけなんです、やはりやりがいがある、やりがいがあったら、やはりやりがいの中にはそこに報酬という部分も出てきますので、全くそこをゼロには考えないで、やはりボランティアとか、自立とか、そういうふうなものだけでやれる部分ではないところもたくさんありますので、その辺もぜひ今後の検討課題にしてほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま指定管理者制度でいろいろ論議ありましたが、指定管理者制度そのものについては以前基本的な論議のときに、いろいろ問題点の指摘なども私はしてきました。それから、いろんな市の施設について、本来ならば直営で指定管理者制度の導入はよいとは考えないわけですが、今日の財政的な情勢の中で、導入してもやむを得ないと、問題がないということになれば導入も仕方がないなということも、私は考えてきました。だからといって、すべてがそうだとは思えません。

特に今回出されたものに対しては、私は導入の方向でこの条例案については賛成の態度をとろうかなという気持ちでおりました。ところが、これまでの審議を聞き、その進む中で、一番大事な委託料や財政的な問題での確固とした方針がないままに提案をされているような気がします。もちろん一つ一つ具体的なことになってこなくちゃ、それはできないかもわかりませんが、その数字が幾らというんじゃなくて、どういう形でやっていくんだという、もう少しちゃんとした私は方針を出すべき、ここに説明をすべきだったんじゃないかと思います。

特に市の財政が大変だから、少しでも経費を節減するために導入をしようという目的があるなら、それに沿った形での導入、それから実施というのが大事だと思いますが、先ほどの説明の中では、公募をしても受ける人がいないことも考えられるというような説明もありましたが、そうなりますと、財政を節約しようと思ってやったことに対して、そうでないというような反面、そういう問題だって私は出てくるんじゃないかと思います。

特に一応条例だけはつくって取り組んでいかななくちゃいけないということで、こういう形で出されたのなら、私は一番大事な、今論議されたようなことを、当初やっぱり財源的にはこういう形になりますよと、委託料はこうだと、今までこういうくらいの委託料出ていたけど、こういう形にして、管理者の人たちがこういう形でその財源を使ってもらおうというような、私はその辺のもう少しちゃんとした、私たちに説明をされる、そして私たちが論議をするという形をとっていただきたいかと思うます。

そういう意味では、私は今回の条例案が云々じゃないですがね、基本的にその辺のところはまだ十分納得いかないし、これが施行されて進んでいく中で、責任が持てないなという気がありますので、私はこれについては反対の態度をとっていきたいと思います。これは、こ

れから出されているすべてのものについて、きょうですね、出されているものについて、同じ態度をとりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどからあっておりますように、地方自治法の改正に伴い公の施設の指定管理者制度が導入されることによるものであります。

現行条例は全7条からなっておりますが、今回の改正では大部分を変更することから、全部改正といたしております。

それでは、議案書は37から41ページですけど、別冊の議案説明資料32ページをごらんください。

鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例、新旧対照表で御説明いたします。

第1条、設置であります。この施設は介護保険法の施行に伴い、平成12年4月1日に設置しておりますが、改正案は条項の冒頭にあります「介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に伴い」という部分を削除し、「本市に」という条文を挿入いたしております。

第3条ですが、管理運営ですが、一本柿荘は市長が管理運営をいたすものであります。

第4条、開館時間ですが、一本柿荘の使用時間は午前9時から午後10時までといたしておりますが、共同生活施設については使用時間を定めておりません。第2項で、市長が特に必要があると認めるときは短縮、または延長することができることといたしております。

第5条、使用の許可ですが、第1項は変更ございません。第2項で一本柿荘の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すものであります。

第6条、使用の制限ですが、第1号から第3号までのものに対しては使用制限するものがあります。

33ページをごらんください。

第7条、目的外使用等の禁止ですが、許可を受けた者、いわゆる使用者は目的外の使用、権利譲渡、転貸を禁止したものであります。

第8条、使用許可の取り消し等ですが、使用者が第1号から第3号までのいずれに該当するときは、許可の条件の変更、使用停止、使用許可の取り消しができるものであります。

第9条は使用料の徴収を定めたもので、現行は利用料金として受託者に利用料金を納入し、利用料金は一本柿荘の管理運営上必要な費用額を限度として定めておりましたが、今回の改正で使用料を定める必要があります。

議案書の41ページをごらんください。

別表でございますが、一本柿荘の施設は1階がデイルーム、2階が共同生活施設となっております。使用料はデイルームは無料とし、共同生活施設は1室当たり1カ月70千円、ショートステイは1日当たり5千円といたしております。

説明資料の33ページにお戻りください。

次に、第10条、使用料の免除及び還付ですが、第1項に使用料の全部または一部減免、第2項に還付のことを定めております。

第11条は原状回復義務、第12条は損害賠償について定めております。

34ページをごらんください。

第13条、指定管理者による管理ですが、市長は地方自治法で規定する法人その他の団体で指定管理者に管理を行わせることができる規定であります。

第14条、指定管理者の指定の手續等ですが、この手續等につきましては、さきの議会で可決されました鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例に定められております。

第15条、業務の範囲は施設の運営、維持管理について定めております。

第16条、利用料金ですが、第1項は利用料金を指定管理者が収入として収受すること、第2項は使用者の支払義務、第3項は利用料金の承認、第4項は利用料金の全部または一部免除、還付について定めております。

第17条、委任ですが、条文は現行どおりであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

18番の吉田です。実は余り私理解できないもんだから、質問させていただきますけれども、

この一本柿荘というのは、今まで民間、北島さんという方が経営されていた施設じゃなかろうかというふうに思いますけれども、そのとおりですか。

○議長（小池幸照君）

答弁ありませんか。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

お答えいたします。

ここに委託しております方につきましては、ちょっと詳しくは知りませんが、何らかの福祉に携わっておられた……（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

経営が民間でされていたということではなくて、市がNPO法人に委託をしております。今まではですね。（発言する者あり）済みません、NPO法人余暇センターきたじまに今までは委託をしておりました。その運営の中で、料金については利用料金としてNPOの収入として扱うという規定になっておりました。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○18番（吉田正明君）

大体わかったような、わからんような気がしますけれども、私が感じたのは、今総選挙で焦点になっていますように、民から官、官から民へというようなことが言われているものですから、多分北島さんという方が、実は文教委員会で先日学校施設、デイサービスセンター等を視察して、いろいろ見てまいりました。そうした中でも、いろんな高齢者社会に向けての介護保険法の、なるべくお世話にならないようにということで、大変な努力をスタッフの方がされている施設ばかりだったわけですが、これは逆かなというような気がしたものですから質問したわけで、今、助役の説明で大体理解できましたので、これで終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例については、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生委

員会に付託します。

日程第10 議案第49号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第49号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第49号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正も先ほどと一緒に、指定管理者制度が導入されることによるものであります。

議案書は42ページから43ページですが、別冊の議案説明資料で御説明いたします。

35ページをごらんください。

鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例、新旧対照表ですが、第2条の次に加えます第3条、指定管理者による管理であります。市長は地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって、市長が指定するものに鹿島市休日急患センターの管理を行わせるものであります。

第3条は第4条とし、前条において鹿島市休日急患センターを（以下「急患センター」という。）に改めたことによるものであります。

第4条を第5条とし、第5条を第6条といたしております。

現行の第6条、管理運営委託は、第3条に指定管理者の管理を設けたことから削除するものであります。

第7条、収受ですが、第5条を前条に、社団法人鹿島藤津地区医師会を指定管理者に改めるものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例につい

ては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第50号 鹿島市干潟物産館条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第50号 鹿島市干潟物産館条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、指定管理者制度を導入するためのものです。

議案書は44から46ページでございますが、議案説明資料にて御説明申し上げます。

36ページ、37ページをお開きください。

第1条から第3条までは同じでございます。

第4条で、開館時間及び休館日の項で開館時間と休館日を追加いたしております。

あと、第5条から第8条まででございますけれども、これは条項の繰り下げでございます。

旧条項の第8条、管理運営の委託は今回削除いたしております。

第9条、指定管理者による管理、第10条、指定管理者の指定の手續等、第11条、業務の範囲、第12条、準用、以上は4条を追加いたしております。

第13条は、条文の改正と条項の繰り下げでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市干潟物産館条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12、議案第51号 鹿島市干潟展望館条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第51号 鹿島市干潟展望館条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、指定管理者制度を導入するためのものです。

議案書は47から49ページでございますが、議案説明資料の38、39ページをお開きください。

第1条から第3条までは同じでございます。

第4条で開館時間及び休館日で、これで休館日を追加いたしております。

第7条の管理運営の委託は、今回は削除をいたしております。

第7条、指定管理者による管理、第8条、指定管理者の指定の手續等、第9条、業務の範囲、第10条は準用、以上の4条を追加いたしております。

第11条は、条文の改正と条項の繰り下げでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 鹿島市干潟展望館条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第52号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13、議案第52号 鹿島市勤労者福祉センター設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第52号 鹿島市勤労者福祉センター設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は指定管理者制度を導入するためのものです。

議案書は50ページから52ページでございますが、議案説明資料で御説明申し上げます。

議案説明資料40ページから42ページをお開きください。

まず、第1条から第3条までは同じでございます。

第4条で、開館時間及び休館日を追加いたしております。

第5条から第10条までは条項の繰り下げでございます。

旧条項の第10条、管理の委託は今回削除いたしております。

第11条、指定管理者による管理、第12条、指定管理者の指定の手続等、第13条、業務の範囲、第14条、利用料金、第15条、準用、以上の5条を追加いたしております。

第16条は、条項の繰り下げでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第52号 鹿島市勤労者福祉センター設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第53号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14、議案第53号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例についての審議

に入ります。

当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第53号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回、この条例を御提案いたします理由は三つございまして、その理由の一つ目は、蟻尾山公園東側に昨年度より整備いたしておりました面積 4,023平米、ホール数12のグラウンドゴルフ専用のグラウンドゴルフ場を開設すること。二つ目が都市公園管理へ指定管理者制度の導入を図りたいということ。そして、三つ目が鹿島市陸上競技場の市外利用者の方の利用料の見直しを図りたいということでございます。これらの理由により条例の一部改正が必要となりましたので、御提案させていただくものでございます。

説明資料の43ページをごらんください。

まず、第10条でございますが、蟻尾山公園東側に新しく開設しますグラウンドゴルフ場を有料公園施設とし、その名称を鹿島市蟻尾山公園グラウンドゴルフ場といたすものでございます。なお、このグラウンドゴルフ場は日本グラウンドゴルフ協会の認定を目指しているところでございます。

次に、第17条でございますが、都市公園への指定管理者制度の導入についてでございます。

市長は、都市公園又は公園施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、指定管理者に都市公園の管理を行わせることができるものといたすものでございます。

次に、第19条でございますが、指定管理者に行わせる業務の範囲でございます。

次に、第20条でございますが、利用料金に関する規定でございます。

次に、説明資料の44ページをごらんください。

第20条第3項でございますが、その使用料金の金額の範囲内において、指定管理者はあらかじめ市民の承認を得て定めるといたしているものでございます。

次に、説明資料の45ページをごらんください。

都市公園条例の別表第3の第1号でございますが、鹿島市陸上競技場の使用料を規定したものでございます。今回の案では、備考の第7を加えさせていただいております。

現在、鹿島市陸上競技場の使用料は、鹿島市陸上競技場が県南部地区の代表的陸上競技場ということがございますので、市内居住者、市外居住者にかかわらず、同額の使用料をおいただきしているところでありますが、ほかの有料公園施設、鹿島市民球場や北公園のテニスコートなどになるわけですが、それらの施設と同じく市内居住者等以外の方、この市内居住者等とは、括弧書きにありますように、市内に住所を有する方及び市内に通勤または通学されておられる方となります。その市内居住者等以外の方が御利用になる場合は、市内居住者等の方が御利用される場合の2倍の金額をおいただきしようという改正をお願いいたしますのでございます。

なお、市内、市外居住者の方の平成16年度の利用実績は 6,594名の方となっております。

最後に別表第3、第4号でございますが、今回新設いたします鹿島市蟻尾山公園グラウンドゴルフ場の使用料を規定いたすものでございます。使用料は1人1日につき市内居住者等で団体利用で150円、団体利用とは46ページの備考の2にありますように10名以上の団体と規定させていただいております。また、個人使用で200円をお願いいたすものでございます。

市外居住者等以外の方は、市内居住者等の使用料のそれぞれ2倍で、団体使用で300円、個人使用で400円をお願いいたすものでございます。

なお、この提案をいたしております金額は、日本グラウンドゴルフ協会認定コース、平成17年3月現在で全国で164コースございますが、その認定コースの料金の設定額を参考にさせていただいているものでございまして、全国の認定コースの料金は無料から1日2,500円など、いろいろな金額になっております。その中で、無料に続いて多かったのが、個人使用で1日200円であったことなどを参考に決定させていただいております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第53号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

明10日から11日は休会とし、次の会議は9月12日、午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 散会